

富士市における建築基準法の規定の道路等の照合制度について

1. 道路に関する取扱い（建築指導課：本庁舎7階北側）

道路に関する誤記など図面表記の齟齬を防止するため、建築指導課において下記のとおり道路等に関しての確認及び照合カードの交付を行っています。照合カードにつきましては確認申請を伴う事前調査時に交付いたします。窓口又はFAX・E-mail等でお申し出ください。（照合には案内図、配置図、公図等が必要です）

※事前調査時の道路判定につきましてはお時間をいただく場合がございますのでご了承ください。

○照合カードの取り扱いについて

- ・確認申請図書配置図に記載する道路種別の後に照合番号を記入して下さい。
- ・民間機関への確認申請時に申請書裏面へ照合カードを貼付けてください。
- ・複数の道路についても1枚のカードで対応します。

| 建築基準法条項 | | 特定行政庁（富士市）としての対応 | 備考 |
|--------------------------------|---|---|--|
| 法第42条第1項 | 第1号 | 道路法による道路（幅員4m以上） | なし |
| | 第2号 | 開発行為等道路 | 都市計画法施行規則第60条適合証明（原本添付） |
| | 第3号 | 法施行前道路 | 照合カード |
| | 第4号 | 執行予定道路 | 照合カード |
| | 第5号 | 位置指定道路 | 照合カード |
| 法第42条第2項 | | 狭あい道路拡幅整備協議済み通知書（写）の添付 | 後退済・拡幅済の場合は 照合カード 確認申請者と協議済通知書を受けた者が異なる場合等は 照合カード にて対応可 |
| 法第43条第2項 | 道路法以外の公が管理する道路（農道、林道、河川管理道、港湾道路等）及び河川越し道路 | 建築基準法第43条第2項認定又は許可の場合は認定通知書（写）又は許可通知書（写）の添付 | 他に接道がない場合 |
| 建築基準法法定外通路（2項道路でない幅員4m未満の通路など） | | 照合カード | |

2. 用途地域境、都市計画道路等を明示した図面の照合（都市計画課：本庁舎6階南側）

3. 下水道処理区域内における公共下水道への接続の可否についての照合（下水道建設課：富士総合庁舎6階北側）

事前に法令上の道路、用途地域、都市計画道路、下水道などに関する調査、協議、手続き等を行った上で図面を作成していただき、2及び3の照合印については確認申請前に関係課にて申請図書の配置図へ押印を求めてください。

以上の照合についてご協力をお願いいたします。

問合せ 富士市役所建築指導課
TEL 0545-55-2791
FAX 0545-53-2773